

# 防衛大学校第1期生会会則

昭和41年11月6日制定

(名称)

第1条 本会は、防衛大学校第1期生会と称する

(目的)

第2条 本会は、会員相互の恒久的親睦と団結を図ることを目的とする。

(会員)

第3条

1. 本会会員は、正会員、特別会員及び賛助会員からなる。
2. 防衛大学校第1期生全員を正会員とする。
3. 正会員死亡の場合、その配偶者を特別会員とすることができる。また、本会の目的に賛同し、会長の承認を受けた者を賛助会員とすることができる。
4. 本会会員は、現住所、家族状況等身上の変更を生じた際は、直ちに事務局に連絡するものとする。
5. 正会員及び賛助会員は、所定の会費を事務局に納入するものとする。

(事業)

第4条 本会は、次の事業を行う。

1. 会員の不慮の事態に対する援助
2. 会報及び会員名簿の発行配布
3. 同窓会活動に対する支援
4. その他、本会の目的遂行にあたり、必要な事項

(事務局の設置)

第5条

1. 事務局を関東地区に置き、連絡中枢として、本会運営を組織的に行う。
2. 事務局に次の役員をおく。

会長	1名
事務局長	1名
総務担当委員	1名以上
各幕担当委員陸海空	各1名
3. 会長は、正会員の中から、会員相互の推薦又は立候補により、第1期生会総会出席会員の多数決による賛同をうけて任命される。
4. 会長を除く各役員は会長が任命する。
5. 役員任期は6月1日から翌年5月31日までとする。ただし留任を妨げない。

(役員の仕事)

第 6 条

1. 会長は、事務局を掌理して、第 4 条に定める事業を行う。
2. 事務局長は、会長を助けて、事務局の局務を整理する。
3. 総務担当委員は、事務局の全般庶務及び会計に関して、会長の行う事業の実行を補佐する。
4. 各幕担当委員は、担当の陸海空別会員等と密接な連絡を保持して、会長が行う事業の実行を補佐する。
5. 会長は、必要に応じ関係の地域に在住する正会員の中から、当該事項専任の委員を任命することができる。

(支部の設置)

第 7 条

1. 会員相互の地域的活動のため支部を設置することができる。
2. 支部を設置した場合、事務局に通知するものとする。

(総会)

第 8 条 総会は、会長が年 1 回 5 月に招集する。

総会においては、出席正会員及び欠席正会員からの委任状をあわせた議決権の過半数をもって次の事項を議決する。

1. 会則の改正
2. 会長の任命
3. 会計報告及び必要に応じ会計監査報告
4. その他本会の運営に関する重要事項

(会計)

第 9 条

1. 定常会費は、年額 1.000 円とする。
2. 会長は、会員の不慮の事態に際し、臨時会費を徴収することができる。
3. 総務担当委員は、年 1 回会報等で会計報告を実施する。
4. 会費の使途その他会計に関する細部については、細則に定める。

(附則)

この会則は、昭和42年1月1日から発効する。

(附則)

この会則は、昭和48年1月1日から発効する。

(附則)

この会則は、昭和50年4月1日から発効する。

(附則)

この会則は、昭和54年4月1日から発効する。

(附則)

この会則は、昭和57年4月24日から発効する。

(附則)

この会則は、平成1年4月1日から発効する。

(附則)

この会則は、平成3年4月1日から発効する。

この会則は、平成7年4月1日から発効する。

(附則)

この会則は、平成11年4月1日から発効する。

(附則)

この会則は、平成13年4月1日から発効する。

(附則)

この会則は、平成18年4月1日から発効する。

(附則)

この会則は、平成19年5月25日から発効する。

(附則)

この会則は、平成21年6月1日から発効する。